

横手市における指名停止措置状況

令和6年4月12日
横手市財務部契約検査課

	商号	指名停止該当事実	指名停止事由	指名停止期間
	所在地			
1	横手建設 株式会社 横手市前郷二番町7番13号	横手建設(株)を代表者とする横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体が請け負った、横手駅東口第二地区市街地再開発組合発注の建設工事において、当工事の現場代理人及び監理技術者(以下、現場代理人等という。)が施工不良に気づいておきながら、現場代理人等の判断により是正工事を行わず、そのまま隠蔽工事を施工し、当工事の設計監理者に虚偽の報告書を提出していた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和6年4月12日～ 令和6年7月11日
2	株式会社 半田工務店 横手市安田字堰端9番地1	(株)半田工務店を構成員とする横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体が請け負った、横手駅東口第二地区市街地再開発組合発注の建設工事において、当工事の現場代理人及び監理技術者(以下、現場代理人等という。)が施工不良に気づいておきながら、現場代理人等の判断により是正工事を行わず、そのまま隠蔽工事を施工し、当工事の設計監理者に虚偽の報告書を提出していた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和6年4月12日～ 令和6年6月11日
3	伊藤建設工業 株式会社 横手市大町5番19号	伊藤建設工業(株)を構成員とする横手・半田・伊藤特定建設工事共同企業体が請け負った、横手駅東口第二地区市街地再開発組合発注の建設工事において、当工事の現場代理人及び監理技術者(以下、現場代理人等という。)が施工不良に気づいておきながら、現場代理人等の判断により是正工事を行わず、そのまま隠蔽工事を施工し、当工事の設計監理者に虚偽の報告書を提出していた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和6年4月12日～ 令和6年6月11日
4	株式会社 久米設計 東北支社 宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号	(株)久米設計の九州支社長は、令和5年4月21日に行われた宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして公契約関係競売入札妨害罪等の容疑で令和5年11月16日に逮捕された事案。	・競売入札妨害及び談合	令和5年12月13日～ 令和6年12月12日
5	西武建設 株式会社 東北支店 宮城県仙台市青葉区大町一丁目3番2号	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請をしていたことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた事案。	・建設業法違反	令和5年9月15日～ 令和5年12月14日
6	ヤンマーアグリジャパン 株式会社 横手支店 横手市大屋新町字中野353番地1	元請として施工した工事において、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。この件について、同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなかったとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により、岩内簡易裁判所から罰金刑の判決を受けた。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和5年8月23日、近畿地方整備局長より指示処分を受けた事案。	・建設業法違反	令和5年9月15日～ 令和5年10月14日

※公表期間は公表をした日の属する年度の翌年度末日まで。
(横手市建設工事等の入札及び契約に関する情報公表要綱)

7	株式会社フソウ 東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号	埼玉県三郷市発注工事の入札において、同市担当者から 予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として7回にわたる約11万円相当の接待を行ったとする贈賄行為が判明した事案。贈賄罪は公訴時効成立。	・不正又は不誠実な行為	令和5年7月13日～ 令和5年9月12日
8	三菱電機株式会社 東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号	無線局登録点検業務において、登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行い、また、無線局の検査のために作成する点検結果を記載した書類を事実とは異なる内容で免許人へ通知したとして、令和5年3月17日、関東総合通信局長より電波法に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和5年7月13日～ 令和5年8月12日
9	株式会社フジタ 東北支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番33号	沖縄防衛局発注工事の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日、石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた事案。	・不正又は不誠実な行為	令和5年7月13日～ 令和5年8月12日
10	秋田三菱自動車販売 株式会社 横手店 横手市駅西三丁目4番36号	教育総務部教育総務課発注の公用車購入において、落札決定後に契約を辞退した事案	・不正又は不誠実な行為	令和5年5月10日～ 令和5年6月9日